

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年6月17日	
契 約 件 名	警報機付き個人被ばく線量計 50台	
契 約 金 額	7,700,000円	
契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1-1 富士電機(株)	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第一係 Tel 029-284-4890	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第1号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	<p>加速器は運転中に各種の放射線を発生するため、加速器の構成要素(電磁石、コリメータ等)が放射化する。J-PARCでは発生装置室内で作業をする場合には、作業者は警報機能付き個人線量計(APD)を常に装着し、放射化した電磁石等からの放射線による被ばくを測定し、作業者の放射線に対する安全に万全を期している。</p> <p>上記の各種データは放射線管理区域入退出管理システム(NOACシステム)によって、日本原子力研究開発機構側で構築したJ-PARC放射線管理用サーバに伝送され、J-PARCとして被ばくデータを一元管理している。</p> <p>本件は、入退出管理設備の一部であるAPDの購入にかかるものである。</p>	
随意契約の理由	<p>本件APDに求める条件としては、測定線種、測定範囲、相対基準誤差があり、さらに外部システムとの連携で積算線量などを取得できるシステムが構築可能であること、線量測定において電磁波、衝撃などの外部影響を受けない実績が確認できることがある。この条件を満たすAPDは富士電機社製の「警報機能付き個人被ばく線量計NRG10812-GYPYY-S」において他にないため、富士電機社製NRG10812-GYPYY-Sを選定する。</p> <p>当該製品は富士電機(株)で製造され、同社が直販しているものであるため、同社以外から購入することはできない。以上から、契約の相手方として、富士電機(株)を選定する。</p>	